

## 大船渡駅周辺地区

第6号



# まちづくりニュース



## ■ 土地区画整理審議会などの開催状況をお知らせします

これまで開催した土地区画整理審議会や評価委員会などの開催状況をお知らせします。現在、土地区画整理審議会において、仮換地案に対する意見書の審議を行っています。

### ○ 第2回評価委員会

2月3日(月) 午後1時30分~/UR都市機構 大船渡復興支援事務所

〔審議事項〕

- ① 土地評価基準について
- ② 整理前後の路線価指数について

⇒ 原案どおり異議がない旨の答申をいただきました。

- ① 土地評価基準は様々な土地について、公平な土地評価を行うための基準です。換地設計にあたっては、この基準に基づいて土地評価を行っています。
- ② 路線価は標準的な宅地 1㎡あたりの価格を相対的な指数として表示したものであり、土地評価基準に基づき各道路(私道を含む。)に設定します。

### ○ 第3回土地区画整理審議会

2月6日(木) 午後2時~/UR都市機構 大船渡復興支援事務所

〔審議事項〕

- ① 土地区画整理法第95条第1項に基づく特別の宅地に関する措置について
- ② 土地区画整理法第95条第6項に基づく特別の宅地に関する措置について

⇒ 原案どおり異議がない旨の答申をいただきました。

- ① 土地区画整理法第95条には、換地を定める場合において、その位置・地積等に特別の考慮を払うことができる宅地などが定められています。第1項は鉄道などに関する規定であり、本地区ではJR大船渡線の用地に適用し、将来の鉄道運行に支障がないよう換地を定めます。
- ② 第6項は公共施設の用に供している宅地に関する規定であり、本地区では私道などに利用されていた宅地に適用し、これらの換地を定めず、換地処分後(平成31年度予定)に清算金として土地所有者にお支払いします。



○ 仮換地案に係る個別説明会

2月17日（月）～3月7日（金）／UR都市機構 大船渡復興支援事務所ほか  
換地対象者287名と借地権者3名の方を対象として仮換地案に係る個別説明会を開催しました。この仮換地案に対し、位置や形状、減歩率などを内容とする45通（60地権者）の意見書が提出され、現在、土地区画整理審議会で審議を行っています。

また、市による土地の買い取りが決定した226名の方に対して、その旨をお知らせしました。

○ 第4回土地区画整理審議会

3月13日（木）午後2時～／UR都市機構 大船渡復興支援事務所

〔説明事項〕

仮換地案に対する意見書と施行者の見解について

⇒ 仮換地案に対する意見書の内容と施行者の見解を審議委員に説明し、理解を深めていただきました。

○ 第5回土地区画整理審議会

3月20日（木）午後2時～／UR都市機構 大船渡復興支援事務所

〔審議事項〕

仮換地案に対する意見書について

⇒ 仮換地案に対する意見書について審議いただきました。

○ 第6回土地区画整理審議会

4月10日（木）午後2時～／UR都市機構 大船渡復興支援事務所

〔審議事項〕

仮換地案に対する意見書について

⇒ 仮換地案に対する意見書について審議いただきました。意見書の1件1件を慎重、かつ厳正に審議しており、次回以降も継続する予定です。

**起工承諾のお願い**

土地区画整理事業の工事は、仮換地の指定後に着手することが可能となりますが、事業を早く進めるため、指定前に土地所有者の皆様から承諾（起工承諾）を得た上で、先行して工事に着手したいと考えています。

今後、該当となる土地について、個別に連絡しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

**仮換地指定のお知らせ**

これまで、土地の買い取り対象の方の一部について、平成26年3月に仮換地指定を行う旨、お知らせしていたところですが、仮換地案に対する意見書の審議にもうしばらく時間を要する見込みであることから、5月以降となりますので、ご了承ください。

ご意見、ご質問は…

大船渡市災害復興局土地利用課  
〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地  
TEL0192-27-3111(代表) 内線 339、351